

九年以降収入増加の恩恵に浴し得ずして窮乏に墜入する悲惨なる生活に今日まで續けられしに所賦口就ては上司諸賢公等しく認識せられつゝある事と信します、従業員として甚だ踏越なる申分でありませぬ衣食足りて礼節を知るよと申されませぬ願くは吾々従業員の実生活を保証するだけの労働條件と附與せられなき事を横年以漲り要請して居りました、然し乍ら吾々東京市は大正十二年九月一日大震災火災被害を蒙り爾末官民一致復興事業に寧日なく一面莫大なる復興費用を要しつゝある事と充分考慮致し惨憺たる生活苦の中日に至りました、幸復興事業も着々進捗し吾水道部後管の事業は収支の均衝他の事業に比較し甚だ良好なる状態を通知しました、吾々水道部従業員はこの状態を通知したる時実には蘇生の

思ひを存すと共に現在の収支状態を以て作辦する市予算の許さるべき最も吾等當りと思存する別紙待遇改善事項を茲に提出致します、宜しく御賢察の上各等横年以漲る生活苦を緩和せらるゝと同時に家族一同に安心と満足と樂へられ度く謹んで人々歡願致します、
大正十五年八月七日

東京市水道局長 巖
市電自治會水道部

一 従業員初任最低賃金及一定期昇給ノ件

(1) 初任給最低賃金壹圓五十錢トスルコト

現在壹圓五十錢以下ノ者ニ對シテハ定額迄昇給スルコト

(2) 定期昇給日給金貳圓以下ハ年一回ノ昇給ヲセシムルコト